

第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第4次豊中市ごみ減量計画 改定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施に関する基本方針

1. 概 要

件名 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画及び第4次豊中市ごみ減量計画改定支援業務

(1) 目 的

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、平成30年（2018年）3月に、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までを計画期間とする「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画及び食品ロス削減推進計画で構成、以下「現行基本計画」という。）及びそのアクションプランである「第4次豊中市ごみ減量計画」を策定。基本理念として「協働で取り組む循環型社会の構築」を掲げ、令和9年度（2027年度）には、平成28年度（2016年度）実績より焼却処理量を8%削減する新たな減量目標を設定し、ごみの減量及びリサイクルを推進するさまざまな取り組みを実施している。

この間、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、生活環境が一変する中、家庭系ごみ、事業系ごみの排出量も当初の想定から大きく変化している。こうした中、中間目標年度である令和4年度（2022年度）、目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、社会状況の変化等を踏まえ、今後のごみの減量及びごみ処理体制の方向と施策を検討し、現行基本計画の改定を行うことを目的とする。

(2) 内 容

①実施期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

②業務内容

- ア 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の改定及び概要版の作成
- イ 第4次豊中市ごみ減量計画の改定及び概要版の作成
- ウ 市民へのアンケートによる実態調査
- エ 豊中市廃棄物減量等推進審議会の参加及び関連資料等の作成
- オ パブリックコメントに係る取りまとめ等の支援

③提案限度額

9,000,000円（消費税含む）

2. 事業候補者の選定について

「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第4次豊中市ごみ減量計画」の改定にあたり、民間事業者が有する専門的な知識かつ技術・手法・経験等を活かし、提案書及びプレゼンテーション等により総合的な見地から最適な事業者の選定を行うため、公募型プロポーザルを実施するもの。

(1)参加資格

参加資格は、提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を取り消す。

- ①過去 10 年間に於いて、本業務と類似する計画（廃棄物に関する計画）策定の業務実績があること。
- ②地方自治法施行令(昭和 22 年政令政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ。）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人に該当しないこと。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法 附則 第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法 第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨業務全般にわたり総括して担当する総括責任者を設置すること。

(2)提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提案限度額を超える提案をしたとき
- ②提案書の内容が、本公募実施要領の示す要件を満たしていない場合

- ③提出書類について虚偽の記載をしたとき
- ④提案書の内容が、法令違反等著しく不適当な場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥提案書の提出がない場合
- ⑦プレゼンテーションに参加しなかった場合

(3) 審査概要

市職員で構成する審査委員会を設置し審査を行う。

3. 日程

項 目	期 間 等
公募実施要領の公表	令和4年(2022年)4月27日(水)
参加表明書提出期限	令和4年(2022年)5月13日(金)17時まで
質問の受付期間	令和4年(2022年)4月27日(水)から5月11日(水)17時まで
質問に対する回答	令和4年(2022年)5月12日(木)
提案書類の提出期間	令和4年(2022年)4月27日(水)から5月16日(月)17時まで
第1次審査(書類審査)	令和4年(2022年)5月18日(水)
第1次審査結果の通知	令和4年(2022年)5月20日(金)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和4年(2022年)5月24日(火) 時間、場所は後日連絡します。
第2次審査結果の通知	令和4年(2022年)5月27日(金)
契約の締結	令和4年(2022年)6月上旬ごろ

4. その他

(1) 事業予定者の公表

決定した事業予定者については、豊中市ホームページで公表する。